

# 「第6次新宮町総合計画及び第3期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」に対する意見募集

「第6次新宮町総合計画及び第3期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の案を作成しましたので、これを公表し皆さまからの御意見を募集します。

題名	第6次新宮町総合計画及び第3期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）
経緯	<p>本計画は、令和3年度から10年間を計画期間としており、5年ごとの前期基本計画と後期基本計画で構成されます。今回公表している計画案は、その後期基本計画であり、第3期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定します。</p>
趣旨	まちづくりを進めるうえで最も上位に位置づけられる計画であり、今後の町の姿やあり方をしっかりと捉え、まちづくりの目標とその実現に向けた方策を示すものであり、今回から第6次新宮町総合計画後期基本計画は、第3期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定します。
概要	<p>「基本計画」では、基本構想で掲げたまちの将来像実現のために、基本構想の期間である10年間を前期・後期(各5年間)に分けてまちづくりの目標を定め、その目標達成のために各種施策を示しています。</p> <p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法に基づく計画として、将来への対策と産業の転換、人口減少地域における人口維持対策と社会システムの再構築を図るための各種施策を示しています。</p>
素案等の関連資料	第6次新宮町総合計画及び第3期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）
意見書募集期間	<p>令和7年12月25日(木)8:30～令和8年1月30日(金)17:00</p> <p>※郵便(配達業者による送付を含む)による場合は、令和8年1月30日(金)必着とします。</p> <p>※窓口の場合は、意見書募集期間(土日・祝日・閉庁日を除く)8:30～17:00までとします。</p> <p>※12月29日(月)～1月2日(金)は閉庁日です。</p>
応募資格	(1)町内に住所を有する人 (2)町内に事務所又は事業所を有する人 (3)町内に所在する事務所又は事業所に勤務する人 (4)町内に所在する学校に在学する人 (5)第6次新宮町総合計画及び第3期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に利害関係を有する人
資料閲覧場所	<p>○町ホームページ(<a href="https://www.town.shingu.fukuoka.jp/">https://www.town.shingu.fukuoka.jp/</a>)</p> <p>○役場2階12番 政策経営課窓口</p> <p>○シーオーレ新宮ロビー</p> <p>○そびあしんぐうロビー</p> <p>○福祉センターロビー</p> <p>※資料は町ホームページから取得することができます。</p>  <p>▲(町HP QRコード)</p>
意見書提出方法	<p>【提出先】新宮町役場 政策経営課 〒811-0192 新宮町緑ヶ浜1-1-1 TEL (092)962-0230 FAX (092) 941-2682 E-mail:kikaku@town.shingu.fukuoka.jp</p> <p>【提出方法】(1)電子メール (2)窓口 (3)郵送(配達業者による送付を含む) (4)ファックス</p> <p>【注意事項】意見の提出に当たっては、あらかじめ次のことに御注意ください。</p> <p>○電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。</p> <p>○閲覧場所及び町ホームページ上で取得することができる「様式」にて提出してください。</p> <p>○素案と無関係の意見や単なる苦情、他者を誹謗中傷する内容を含む意見は、提出意見として取り扱いません。</p>
結果の公表	提出された意見の概要と意見に対する町の考え方をとりまとめて、令和8年2月下旬(予定)に町ホームページで公表します。
その他	<p>○提出された意見に対して個別の回答は行いません。</p> <p>○記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容について確認が必要な場合に利用します。</p> <p>○提出された意見に含まれる個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理し、結果を公表する際には意見の内容のみ公表します。</p>